

花えみか訪問看護ステーション  
指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業 運営規程

(事業の目的)

第1条

この規定は特定非営利活動法人花えみかが設置する花えみか訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護運営の方針)

第2条

1. ステーションが実施する事業は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、利用者が希望する時は亡くなるまで快適な在宅療養ができるように努める。
2. ステーションは事業の運営にあたって、療養上の目標を設定し、計画的に訪問看護の提供ができるように努める。
3. ステーションは事業の運営にあたっては地域との結びつきを重視し、関係区市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
4. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
5. 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

第3条

1. ステーションが実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
2. 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
5. 前4項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条

訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 花えみか訪問看護ステーション

所在地 神戸市東灘区森北町2丁目4番9号202号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

#### 第5条

ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者： 看護師 1名（常勤 看護職員と兼務）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

看護職員： 看護師 3名（常勤3名うち1名管理者と兼務）

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

事務員：請求業務、備品管理、電話対応などを行う。

(営業日及び営業時間)

#### 第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：9時から18時までとする。
- (3) サービス提供時間：9時から18時とする。
- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

#### 第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活療養上援助
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 終末期看護
- (7) 認知症高齢者等の看護
- (8) 療養生活や看護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 訪問看護報告書の作成

(利用料等)

#### 第8条

1. 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし介護保険上の支給限度額を超えた場合は全額利用者負担とする。詳細は料金表の通りとする。
2. 通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅

までの公共交通機関の交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は実施地域を超えたところから片道1kmにつき30円とする。

3. 死後の処置料は、15000円とする。
4. 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
5. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
6. ご利用者の都合でサービスを中止する際、前日までに連絡がない場合は別途料金表に記載するキャンセル料を申し受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

#### 第9条

通常の事業の実施地域は、灘区、東灘区、芦屋市（奥山・奥池町・奥池南町・劔谷・六麓荘町・城山・朝日ヶ丘町・緑町・若葉町・高浜町・新浜町・潮見町・浜風町・陽光町・南浜町・涼風町・海洋町は除く）とする。

（提供拒否の禁止及びサービス提供困難地の対応）

#### 第10条

1. ステーションは、以下に示すような場合を除いては、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を拒んではならないものとする。
  - (1) ステーションの職員では、利用申込に応じきれない場合
  - (2) 利用申込者の居住地が実施地域外である場合
  - (3) 利用申込者の病状などにより、自らの適切な訪問看護の提供が困難と判断した場合
2. ステーションは、前項各号に示すような正当な理由で、ステーション自ら適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供することが困難であると判断した場合は、主治医及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適切な他の指定訪問看護事業者を紹介する等の必要な措置を速やかに講じるものとする。

（緊急時等における対応方法）

#### 第11条

1. 看護職員等は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。
2. 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）

#### 第12条

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第13条

1. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
2. ステーションは、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持及び個人情報保護)

第14条

1. ステーション及びその従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. ステーションが得た利用者の個人情報については、ステーションでの指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供以外には原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の了解を得る。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条

1. ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等・高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。  
【虐待防止委員会 責任者 : 中川陽子】

(その他運営についての留意事項)

第16条

1. ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後1カ月以内実施する。
  - (2) 継続研修 年間3回実施する。
2. ステーションは、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管とする。
3. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人花えみかと花えみか訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2022年 12月 1日から施行する。